名称　西崎漁港第二号立標
位置
所在地　伊江島灯台（沖縄県国頭郡伊江村）の南南東方約二・六キロメートル
北緯　二六―四二―二〇
東経　一二七―四五―四九
塗色及び構造　赤色　柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル
設置年月日　平成三十年一月二十二日
記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
二　伊江村管理

名称　西崎漁港第三号立標
位置
所在地　伊江島灯台（沖縄県国頭郡伊江村）の南南東方約二・五キロメートル
北緯　二六―四二―二一
東経　一二七―四五―四七
塗色及び構造　緑色　柱形
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル
設置年月日　平成三十年一月二十二日
記事　一　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
二　伊江村管理

名称　金武中城港石川火力発電第三号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約一六キロメートル）
北緯　二六―二五―三三
東経　一二七―五〇―三四
撤去年月日　平成三十年一月二十三日
記事　一時変更

名称　金武中城港石川火力発電第四号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約一六キロメートル）
北緯　二六―二五―二五―三四
東経　一二七―五〇―三七
撤去年月日　平成三十年一月二十三日
記事　一時変更

名称　金武中城港石川火力発電第五号浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西北西方約一六キロメートル）
北緯　二六―二五―三六
東経　一二七―五〇―二九
撤去年月日　平成三十年一月二十四日
記事　一時変更

名称　秋田新北防波堤灯台
位置
所在地　秋田県秋田船川港秋田区（新北防波堤外端）
北緯　三九―四六―五〇
東経　一四〇―〇一―一二
塗色及び構造　白色　塔形
灯質　群せん緑光　毎五秒に二せん光
光達距離　実効光度七八カンデラ
明弧　五・〇海里
高さ　全度　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
点灯年月日　平成三十年一月二十九日

名称　船川第二号灯浮標
位置
所在地　秋田県秋田船川港船川区（船川防波堤灯台の東南東方約七九〇メートル）
北緯　三九―五二―一七
東経　一三九―五二―二七
廃止年月日　平成三十年一月二十九日

名称　船川第四号灯浮標
位置
所在地　秋田県秋田船川港船川区（船川防波堤灯台の北北東方約四三〇メートル）
北緯　三九―五二―四〇
東経　一三九―五二―〇五
廃止年月日　平成三十年一月二十九日

○海上保安庁告示第三十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成三十年三月三十日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　美保湾養殖いけす給餌施設灯
位置
所在地　境港中野東防波堤灯台（鳥取県境港市）の東南東方約四・〇キロメートル
北緯　三五―三一―二七
東経　一三三―一七―三三
変更した事項　記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　弓ヶ浜水産株式会社管理
変更年月日　平成二十九年十一月二十日

名称　四日市港東防波堤南灯台
位置
所在地　三重県四日市港第三区（東防波堤南端）
北緯　三四―五七―〇五
東経　一三六―三九―三二
変更した事項　塗色及び構造　高さ　灰白色　やぐら形　地上から構造物の頂部まで八・〇メートル　平均水面上から灯火まで九・二メートル
変更年月日　平成三十年一月十一日
記事　一時変更

名称　庶野港外東防波堤南灯台
位置
所在地　北海道幌泉郡えりも町（庶野港外東防波堤南端）
北緯　四二―〇二―一四
東経　一四三―一八―〇一
変更した事項　灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光　高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成三十年一月十七日

名称　今岬灯台
位置
所在地　山口県長門市（今岬）
北緯　三四―二五―〇一
東経　一三一―〇七―五一
変更した事項　灯質　群せん白光　毎一〇秒に二せん光
光達距離　実効光度三、七〇〇カンデラ
変更年月日　平成三十年一月十八日

名称　ＪＸＴＧエネルギー扇島東シーバース灯
位置
所在地　京浜港川崎区（川崎東扇島防波堤東灯台の南南東方約九六〇メートル）
北緯　三五―二九―一一
東経　一三九―四七―〇七
変更した事項　記事　一　附属施設
㈠　副灯五個
イ　光度　実効光度二七〇カンデラ
ロ　光達距離　六・五海里
ハ　設置場所、灯質及び高さ　本灯の北東方約二五〇メートルモールス符号白光毎一〇秒に一せん光（平均水面上から灯火まで五・三メートル）、本灯の北東方約一三〇メートルモールス符号白光毎一〇秒にＵ（平均水面上から灯火